

〔論 説〕

ベトナムの投資政策の動向に関する諸考察
—国際経済統合への参入と OECD との関係強化—

藤 田 輔

1. はじめに：TPP 参加から読み取れること
 2. 投資の自由化と拡大の実態
 3. 国際経済統合への参入：WTO と TPP
 4. OECD との関係強化
 5. おわりに：OECD 加盟の展望
- 参考文献・資料

1. はじめに：TPP 参加から読み取れること

2017年1月に米国が離脱したものの、環太平洋パートナーシップ協定（TPP：Trans Pacific Partnership）は、参加国11カ国を以て⁽¹⁾、同年11月の再合意、翌年3月の署名を経て、その同年12月にはその発効に至った。TPP発効により、その域内の工業製品や農産品の関税は段階的に引下げられ、投資や知的財産権保護等の高水準のルールが定められる一方で、人口が約5億人、GDPが約10兆ドル、貿易総額が約5兆ドルの巨大経済圏が誕生したこととなり、国際社会に大きなインパクトを与えた。

そのTPP参加国の中で、ベトナムは明らかに異彩を放つ存在である。政治的には、域内国では、共産党による一党独裁の社会主義体制を採用する唯一の国であり、その下で、1986年以降、ドイモイ（刷新）を進め、市場経済化と対外開放が軌道に乗ったのは90年代半ば以降であり、東南アジア諸国連合（ASEAN）や世界貿易機関（WTO）に加盟しているが、国際通商交渉の経験も浅い。また、それ以上に、経済発展の水準が群を抜いて低い。例えば、世界銀行（World Bank）のWorld Development Indicatorsによれば、ベトナムの2017年の一人当たり実質GDPはわずか1835ドルに過ぎず、域内国で最も高いオーストラリアの55926ドルの3%程度あるのみならず、2番目に低い6173ドルのペルーと比較しても、3倍程度の開きがある。それにも関わらず、高いハードルが予想される中、途上国のベトナムが2010年3月にTPPへの交渉参加に踏み切り、多くが先進国である他のTPP参加国との間で、いわば「同じ土俵」で交渉を経験し、合意・署名に至ったのは注目すべきであり、同国の貿易・投資の自由化を中心とした対外開放の経緯を振り返り、なぜTPP参加に至ったかを検証することは意義が大きいと考える。

一方、実は、筆者の経験も踏まえれば⁽²⁾、投資政策において、ベトナムが経済協力開発

(1) TPP参加国は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの11カ国である。

機構 (OECD : Organisation for Economic Cooperation and Development) と関係を強化した時期が、各国との自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) の締結はもとより、同国が TPP への交渉参加に至り、特に投資 (FDI : 外国直接投資) の自由化を一層進展させたと言われる時期と概ね重なっており、それは単に偶然ではないと見ている。

周知のとおり、OECD は 36 カ国を加盟国とし (2019 年 4 月時点)⁽³⁾、ピアレビュー (相互審査) という独特のツールを通じて、①経済成長、②途上国の経済開発、③貿易の拡大、の 3 点に貢献するためのより良い政策を推進する国際機関であるが、加盟国の大半が先進諸国に限定されているため、しばしば「金持ちクラブ (Rich Men's Club)」と揶揄されてきた。しかし、東欧諸国の市場経済移行や途上国の経済成長等、1990 年代以降は世界経済が多極化していったのを受け、OECD も拡大路線を歩むようになり、その一環として、未だ加盟には至らずとも、2007 年以降は、ASEAN との関係強化にも踏み切った⁽⁴⁾。その中で、最近では、対外開放政策のいわば「延長線上」として、さらなる投資環境改善のため、特にベトナムが OECD を好意的に捉え⁽⁵⁾、それを有効に活用してきている状況が目立つ。

以上を踏まえ、本稿では、ベトナムの投資政策の動向を多角的に考察するにあたり、まず、先行研究の検討や各種統計の活用を交え、1986 年のドイモイ (刷新) と呼ばれる対外開放政策の開始以降、他のアジア途上国に比べて、投資の自由化と拡大が急速に進んだ経緯を見ていく。次に、国際経済統合が「外圧」となって、それらをどのように後押ししたかにつき、2000 年代以降に参入した WTO と TPP を事例として考察する。そして、先行研究では殆ど言及はないが、そのような国際経済統合に参入した経験を有益に活かしつつ、最近では、OECD による投資政策レビューの実施を通じて、より高度な投資環境の構築を目指してきているのではないかという筆者の仮説に基づき、ベトナムが OECD との関係を強化した経緯を検証する。その上で、近年は途上国の加盟が見られ、ASEAN 加盟国を全て含む東南アジア地域プログラム (SEARP) も発足するようになってきている中、将来的なベトナムの OECD への加盟の可能性についても展望を試みたい。

-
- (2) 現職は本学国際教養学部専任講師 (2019 年 4 月～)。それに先立ち、2008 年 7 月～2012 年 3 月に OECD 日本政府代表部専門調査員を務め、国際投資や非加盟国協力の案件に関わり、多くの会合をフォローした経験を持つ。その後、上武大学ビジネス情報学部 (2012 年 4 月～2019 年 3 月) を経て、現職に至る。
- (3) OECD 加盟国は、2019 年 3 月現在で、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の 36 カ国である。
- (4) 藤田 (2018) は、近年の活動状況を見出した上で、OECD によるグローバルガバナンスの機能強化のためには、今後、アジア非加盟国 (中国・東南アジア) との関係強化を重要な課題と捉え、その進め方につき提言を試みている。
- (5) 藤田 (2012) で言及しているとおり、OECD は開発援助機関ではなく、対等な立場でベスト・プラクティスを追求しつつ、各国間で相互審査を行う国際機関であるため、途上国に対する政策助言がより中立的であると評価され、より良い政策が主体的に取組まれることが少なくない。

2. 投資の自由化と拡大の実態

2-1. ドイモイの開始の経緯

まず、ベトナムの投資の自由化と拡大について言及する前に、その契機となった本格的な改革路線となり、対外開放政策を進めることになるドイモイの開始の経緯を簡潔に振り返りたい。ドイモイ開始前のベトナム戦争の時代（1965～75年）は、生産や生活物資を国家が管理し、安価な賃金で生活を余儀なくされていた労働者等に供給する制度があり、これは外国（ソビエト連邦等）からの援助に依拠しており、また、戦時中ゆえに人々の間に存在した強い連帯感があったが、そのような状況は「貧しさを分かち合う社会主義」と呼ばれていた（田中（2018））。終戦になると、同制度を支えてきた諸条件が変化していったが、ベトナム政府は戦時中に形成された制度・体制を戦後もなお維持し続けた（寺本（2017））。そのため、政府は膨大な財政赤字を抱え、物価上昇率が700%を超えるハイパーインフレを記録した1980代前半には抜本的な対策を講じなければ、国家自体が危機に瀕するというような事態を迎えた（寺本（2017））。

そこで、政府も改革の必要性を認識し、配給制度の廃止等、改革への取組みを模索していた1986年12月、第6回ベトナム共産党全国代表大会（以下、党大会）が開催され、ベトナムが市場経済化と対外開放を目指すドイモイ路線に転換することとなった⁽⁶⁾。

2-2. 法制度で見る投資の自由化の進展

このドイモイの方針を受け、ベトナムは市場経済化を進めるべく、国営企業の再編等の企業改革とともに、経済成長に必要な資本や技術を伴いうる外国直接投資（FDI）の導入を積極的に進展させることとなった。1987年に外国投資に関する法律が初めて制定され、外国企業の進出を、①事業協力契約（BCC）、②合弁投資、③100%外国投資の3つの形態と定めたが、多くの途上国が投資を規制する傾向にあった当時においては、外資出資比率の規制を行わず、極めて開放的な法律だったとされる（石田（2000））。その後、外国投資に関する法律はその後6回（1990年、1992年、1997年、2000年、2006年、2014年）にわたって改正された。なお、その内容は概して自由主義的であり、不都合のある外国投資を排除する裁量権を政府が保持するものの、多国籍企業に対して公式的な制約をほとんど課さないものとされている（ラムステッター（2008））。その結果、後述するとおり、近年は投資規制が大幅に撤廃されており、その受入れの拡大にも結び付いた。

ここで、現時点で最新の2014年に制定され、翌年に施行された投資法（以下、新投資法）の特徴を大まかに説明しておく⁽⁷⁾。新投資法は、厳密には改正の形式ではなく、この施行に伴い、旧投資法（2005年11月公布、2006年7月施行）を失効させて置き換わったとされるが、同時に施行された新企業法とともに、「法により禁止されていない限り、あらゆる事業が認められるべきという精神」に基づくとされており、全76条から成る新投資法でも、これを実現させるような諸改革が行われた。この中で、投資の自由化の進展に貢献したと思われる点のみ列挙し、以下でそれらのポイントを述べる。

(6) ドイモイの方向性に関する詳細は寺本（2017）で述べられている。

(7) 新投資法の全条文及び別表の邦訳は国際協力機構（2015）に記載されている。

(1) 投資禁止分野の削減と明確化

新投資法では7分野(麻薬、化学物質・鉱物、一定または希少な野生動物・動物標本、売春、人身・人の身体組織・部位の売買、人の無性生殖、爆竹販売)に限定し、その詳細を新投資法自体に記載して、法律上明らかにした結果、以前の51分野よりも大幅に削減された(第6条)。また、禁止分野以外については、投資できることも明記するという、いわゆるネガティブ・リスト方式を採用し、外国投資の受入れは原則として自由になった(第5条)。

(2) 条件付き投資分野の削減と明確化

旧投資法では、その施行細則である政令の付属文書やその他の下位法令まで見る必要があったが、新投資法では法律上明記されるようになった。また、旧投資法では386分野が条件付き投資分野とされており、国内外投資家の共通の条件付き投資分野に加え、外国投資家のみにも適用される条件付き分野もあった。しかし、新投資法においては、国防・治安・社会秩序・安全・社会道徳・市民の健康を理由として、内外問わず、投資家に一定の条件を満たした場合にのみ認められるものとして、第3次産業(サービス業等)が大宗を占める267分野が明記され⁽⁸⁾、条件付き投資分野の数自体も削減された(第7条)。そのここでもまた、投資規制が明らかに撤廃され、自由化の方向に傾いたことが窺える。また、これらに該当する案件に関する具体的な対象分野と外資比率等の条件は、法令・国会常務委員会・政令・条約により定められ、地方各省や地方人民委員会等が定めることはできなくなり、投資政策に関わる政府の意思決定の迅速化も図られている。

(3) 投資案件の申請手続きの明確化

旧投資法では、投資金額に応じて案件審査の必要の有無が定まっていたが、新投資法ではそのような分類ではなく、ベトナムにとって重要とされる一定の投資案件が列挙され、それらの場合にのみ、政府(国会・首相・省級人民委員会)の事前承認が必要とされることとなった(第30~35条)。それ以外の投資案件については、各地の投資登録機関に申請書類を提出するとされている⁽⁹⁾。その際、投資登録証明書は、政府の事前承認が必要な投資案件の場合は決定文書の発行から5営業日以内、それ以外は申請受理から15日以内に発行するとされている(第37条)。

(4) 投資登録証明書の意義及び発給

投資登録証明書とは、投資案件に関する投資家の登録情報が認証された電子的書面を表すとされる(第3条)。これは、国内投資家の投資案件等には不要であるが、①外国投資家、②外国投資家が資本金の51%以上の出資比率を有する経済組織、③②の経済組織が資本金の51%以上の出資比率を有する経済組織、④①及び②の経済組織が資本金の51%以上の出資比率を有する経済組織、の場合の投資案件に投資登録証明書の発給が必要となる(第36条)。新投資法では、投資登録証明書の取得は、原則として新規設立の場合に限定され、ベトナム企業への事後的な出資や、株式・出資持分の購入については、投資登録証明書の

(8) 条件付き投資分野の対象となる業種は、全条文及び別表を閲覧できる前掲のウェブサイトを参照のこと。

(9) 外国投資家が投資案件を実施する場合、新投資法では、投資登録証明書(Investment Registration Certificate)と企業登記証明書(Enterprise Registration Certificate)の取得が必要となった(第22~23条)。後者は、新投資法と同時に施行された新企業法の規定である。

取得は必要とならなくなった⁽¹⁰⁾(第36条)。

(5) 投資の形式

新投資法では、投資の形式として、①経済組織の設立、②BCC及び官民協力(PPP)契約、③出資・株式・持分の購入、の3つの項目に簡略化された(第22～29条)。また、外国投資家は、無制限に資本を所有することができるという原則が記載されるようになった(第22条)。ただし、上場会社の場合や条件付き投資分野の場合等、他の法令制限がある場合はそれらに従うことになる(第22条)。

2-3. FDI 制限指数で見る投資の自由化の進展

以上より、新投資法によって、ベトナムが一層の投資規制を撤廃し、その自由化を進展させていったことが窺えたが、ここでは、その状況を数量的観点から考察する。具体的には、いかに投資規制を撤廃させつつ、外資企業に対して、より開放的になっているかを理解できるOECDのFDI制限指数(FDI: Foreign Direct Investment Regulatory Restrictiveness Index)の推移を見ていく。詳細な説明は藤田(2014)に委ねるが、同指数は、各国のFDIに対する法定制限を産業別に把握できる定量的指標であり、①外資による持ち株制限、②差別的な審査または承認手続き、③主要人材としての外国人雇用に関する制限、④その他業務上の制限、の4つの項目から計測され、それぞれで0～1の値を取り、それらを加算・集計した結果が1に近ければ近いほど規制が強く、逆に0に近ければ近いほど規制が緩いこととなる。また、2019年4月現在、FDI制限指数は11カ年分(1997年、2003年、06年、10～17年)のデータを抽出でき、これまで対象範囲の国数が徐々に拡大した結果、最新の2017年分については、OECDに加盟する36カ国に加え、非加盟の32カ国の計68カ国まで網羅している。その中で、ベトナムのFDI制限指数は全ての年を網羅しており、その時系列推移を表したものが表1である。

まず、最下段の全産業を集計した数値に着目すると、1997年のFDI制限指数は0.668だったが、その後の投資規制の撤廃が反映され、徐々に数値が低下し、20年経過した2017年には0.124まで低下している。産業別に見ると、1997年から2017年にかけて、農林水産業等の第1次産業が0.720から0.061、製造業等の第2次産業が0.576から0.022、サービス業等の第3次産業が0.708から0.212と、いずれも大幅な低下が見られる。そして、産業間で比較すると、第3次産業がFDIに対して最も規制的事であることが明確に窺える。これは、前述したとおり、新投資法でも、投資家に一定の条件を満たした場合にのみ認められる条件付き投資分野の中に、第3次産業が多く含まれていることから容易に推察することができる。特に、表1により仔細に着目すると、例えば、2017年の第3次産業の中でも、運輸、メディア、通信のFDI制限指数がいずれも0.4以上とかなり高いが、実際、これらに含まれる産業は条件付き投資分野の対象となる業種目録でも確認できる。これらは、前述のとおり、国防・治安・社会秩序・安全・社会道徳・市民の健康等を理由に投資規制が掛けられているが、このような状況は、OECDに加盟する先進諸国でも良く見ら

(10) ただし、外国投資家による株式購入または増資引受けのうち、条件付き投資分野に従事する企業への投資または上記①～④所定の企業が51%以上の出資比率を有することになる投資の場合には、当該株式購入または増資引受けに対する登記を申請し、投資登録証明書を取得する必要がある(第26条)。

表1. ベトナムのFDI制限指数の推移

産業分類\年	1997	2003	2006	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
第1次産業	0.720	0.404	0.379	0.361	0.361	0.361	0.308	0.308	0.061	0.061	0.061
農林水産業	0.820	0.448	0.398	0.358	0.358	0.358	0.358	0.358	0.103	0.103	0.103
農業	0.820	0.470	0.420	0.343	0.343	0.343	0.343	0.343	0.083	0.083	0.083
林業	0.820	0.425	0.375	0.373	0.373	0.373	0.373	0.373	0.123	0.123	0.123
漁業	0.620	0.270	0.220	0.208	0.208	0.208	0.208	0.208	0.020	0.020	0.020
鉱業・採石業	0.620	0.450	0.500	0.520	0.520	0.520	0.308	0.308	0.020	0.020	0.020
第2次産業	0.576	0.286	0.240	0.099	0.099	0.099	0.099	0.099	0.022	0.022	0.022
製造業	0.620	0.250	0.200	0.107	0.107	0.107	0.107	0.107	0.025	0.025	0.025
食品・その他	0.620	0.125	0.075	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105	0.045	0.045	0.045
石油精製・化学	0.620	0.435	0.385	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
金属・機械・その他鉱物	0.620	0.238	0.188	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
電気・電子部品	0.620	0.109	0.059	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
輸送用機器	0.620	0.345	0.295	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
電力	0.310	0.250	0.225	0.054	0.054	0.054	0.054	0.054	0.010	0.010	0.010
発電	0.620	0.500	0.450	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
送電	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
建設業	0.620	0.500	0.450	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
第3次産業	0.708	0.536	0.446	0.409	0.409	0.397	0.394	0.394	0.212	0.212	0.212
流通	0.620	0.400	0.250	0.358	0.358	0.358	0.355	0.355	0.105	0.105	0.105
卸売	0.620	0.500	0.250	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	0.070	0.070	0.070
小売	0.620	0.300	0.250	0.395	0.395	0.395	0.390	0.390	0.140	0.140	0.140
運輸	0.870	0.800	0.750	0.676	0.676	0.668	0.668	0.664	0.480	0.480	0.480
陸運	0.870	0.800	0.750	0.614	0.614	0.614	0.614	0.601	0.351	0.351	0.351
海運	0.870	0.800	0.750	0.645	0.645	0.620	0.620	0.620	0.570	0.570	0.570
空運	0.870	0.800	0.750	0.770	0.770	0.770	0.770	0.770	0.520	0.520	0.520
ホテル・レストラン	0.620	0.338	0.288	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.058	0.058	0.058
メディア	0.620	0.550	0.500	0.520	0.520	0.520	0.520	0.520	0.408	0.408	0.408
ラジオ・テレビ放送	0.620	0.550	0.500	0.520	0.520	0.520	0.520	0.520	0.345	0.345	0.345
その他メディア	0.620	0.550	0.500	0.520	0.520	0.520	0.520	0.520	0.470	0.470	0.470
通信	0.620	0.550	0.500	0.633	0.633	0.633	0.633	0.633	0.583	0.583	0.583
固定電話	0.620	0.550	0.500	0.633	0.633	0.633	0.633	0.633	0.583	0.583	0.583
携帯電話	0.620	0.550	0.500	0.633	0.633	0.633	0.633	0.633	0.583	0.583	0.583
金融サービス	0.787	0.600	0.467	0.363	0.363	0.320	0.312	0.312	0.103	0.103	0.103
銀行	0.870	0.800	0.500	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	0.270	0.270	0.270
保険	0.620	0.500	0.450	0.333	0.333	0.333	0.308	0.308	0.020	0.020	0.020
その他金融	0.870	0.500	0.450	0.437	0.437	0.308	0.308	0.308	0.020	0.020	0.020
ビジネスサービス	0.589	0.328	0.294	0.114	0.114	0.120	0.120	0.120	0.051	0.051	0.051
法律	0.495	0.163	0.175	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.083	0.083	0.083
会計・監査	0.620	0.550	0.500	0.108	0.108	0.133	0.133	0.133	0.083	0.083	0.083
建築	0.620	0.300	0.250	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
技術	0.620	0.300	0.250	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.020	0.020	0.020
不動産投資	0.870	0.725	0.675	0.645	0.645	0.645	0.645	0.645	0.237	0.237	0.237
全産業集計	0.668	0.432	0.368	0.302	0.302	0.296	0.285	0.285	0.124	0.124	0.124

出所：OECD, Stat より筆者作成

表2. OECD加盟国・非加盟国のFDI制限指数（2017年）

OECD加盟国 (36カ国)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	全産業	OECD非加盟国 (32カ国)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	全産業
オーストラリア	0.141	0.096	0.181	0.147	アルバニア	0.160	0.020	0.027	0.049
オーストリア	0.150	0.143	0.066	0.106	アルゼンチン	0.038	0.000	0.049	0.031
ベルギー	0.035	0.023	0.052	0.040	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.010	0.020	0.041	0.029
カナダ	0.190	0.095	0.194	0.162	ブラジル	0.138	0.025	0.118	0.092
チリ	0.150	0.000	0.060	0.057	カンボジア	0.043	0.019	0.081	0.054
チェコ	0.025	0.000	0.012	0.010	中国	0.375	0.161	0.394	0.316
デンマーク	0.056	0.000	0.045	0.033	コロンビア	0.038	0.007	0.034	0.026
エストニア	0.023	0.000	0.028	0.018	コスタリカ	0.104	0.024	0.043	0.048
フィンランド	0.015	0.020	0.019	0.019	エジプト	0.038	0.079	0.069	0.066
フランス	0.155	0.000	0.033	0.045	マケドニア	0.080	0.009	0.010	0.022
ドイツ	0.069	0.000	0.022	0.023	インド	0.213	0.041	0.321	0.212
ギリシャ	0.079	0.000	0.035	0.032	インドネシア	0.457	0.092	0.409	0.317
ハンガリー	0.000	0.000	0.057	0.029	ヨルダン	0.110	0.116	0.371	0.243
アイスランド	0.241	0.176	0.133	0.167	カザフスタン	0.215	0.040	0.120	0.112
アイルランド	0.135	0.000	0.037	0.043	コソボ	0.000	0.000	0.001	0.001
イスラエル	0.060	0.127	0.134	0.118	キルギス	0.055	0.035	0.127	0.084
イタリア	0.130	0.000	0.057	0.052	ラオス	0.153	0.147	0.231	0.190
日本	0.069	0.005	0.077	0.052	マレーシア	0.295	0.112	0.327	0.253
韓国	0.250	0.060	0.141	0.135	モンゴル	0.093	0.064	0.070	0.072
ラトビア	0.019	0.005	0.032	0.021	モンテネグロ	0.050	0.000	0.038	0.028
リトアニア	0.030	0.005	0.025	0.019	モロッコ	0.169	0.000	0.072	0.067
ルクセンブルク	0.000	0.000	0.007	0.004	ミャンマー	0.208	0.069	0.235	0.177
メキシコ	0.319	0.102	0.195	0.188	ペルー	0.050	0.050	0.103	0.077
オランダ	0.062	0.000	0.008	0.015	フィリピン	0.644	0.180	0.430	0.390
ニュージーランド	0.315	0.190	0.226	0.231	ルーマニア	0.000	0.000	0.016	0.008
ノルウェー	0.156	0.000	0.113	0.085	ロシア	0.157	0.079	0.256	0.182
ポーランド	0.050	0.000	0.125	0.072	サウジアラビア	0.606	0.212	0.384	0.369
ポルトガル	0.006	0.000	0.012	0.007	セルビア	0.035	0.020	0.058	0.042
スロバキア	0.000	0.000	0.098	0.049	南アフリカ	0.010	0.010	0.101	0.055
スロベニア	0.000	0.000	0.015	0.007	チュニジア	0.163	0.056	0.247	0.171
スペイン	0.011	0.000	0.038	0.021	ウクライナ	0.130	0.077	0.151	0.124
スウェーデン	0.138	0.000	0.068	0.059	ベトナム	0.061	0.022	0.212	0.124
スイス	0.000	0.071	0.120	0.083	OECD加盟国平均	0.095	0.032	0.075	0.065
トルコ	0.013	0.000	0.114	0.059	OECD非加盟国平均	0.153	0.056	0.161	0.126
英国	0.138	0.000	0.029	0.040	TPP加盟国平均	0.177	0.075	0.175	0.143
米国	0.181	0.028	0.094	0.089	アジア途上国平均	0.254	0.091	0.271	0.211

出所：OECD, Stat より筆者作成

れることであり、法的にも合理的であると解釈される⁽¹¹⁾。

ここで、2017年のOECD加盟国と非加盟国のFDI制限指数を第1～3次産業別及び全産業の集計値で見たものが表2である。OECD加盟国・非加盟国とも、やはり第3次産業の平均数値が概ね高めであることが窺える。また、食糧安全保障の確保等の観点から、貿易と同様、農業に対する投資規制が行われている国も少なくないこともあり、第1次産業の数値も高い傾向がある。一方、特に途上国にとっては高度技術の導入の必要性が高く、外資規制を撤廃しやすい事情もあり、第2次産業のFDI制限指数は世界的に見ても低い。

次に、世界におけるベトナムの位置付けを把握するべく、影を施した左下部分に着目すると、まず、FDI制限指数が抽出可能なアジア途上国（カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ベトナムの10カ国）の平均と比較すると、全ての数値でベトナムが低位となっており、アジア諸国の中でも、投資規制の撤廃が格段に進んでいることが推察できる。一方、OECD加盟国の平均値と比較すると、確かに全産業の集計値では、より高い数値（0.124）を示しており、投資自由化の余地が大きいと解釈できる。しかしながら、第3次産業のFDI制限指数もより高い数値（0.212）であるものの、第1次産業のそれは0.061、第2次産業のそれは0.022と、いずれも低い数値となっている。また、途上国が大宗を占めるOECD非加盟国の平均値と比べると、第3次産業ではベトナムの数値の方が高いが、他方で、それ以外の集計値では、より低くなっている。また、後に詳述するTPP参加国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの11カ国）の平均値でも同様の傾向が見られる。したがって、第3次産業においては、依然として投資規制の撤廃の余地が大きい、それ以外の産業では、ベトナムの方が世界各国よりもそれを進展させていることが推察できる。

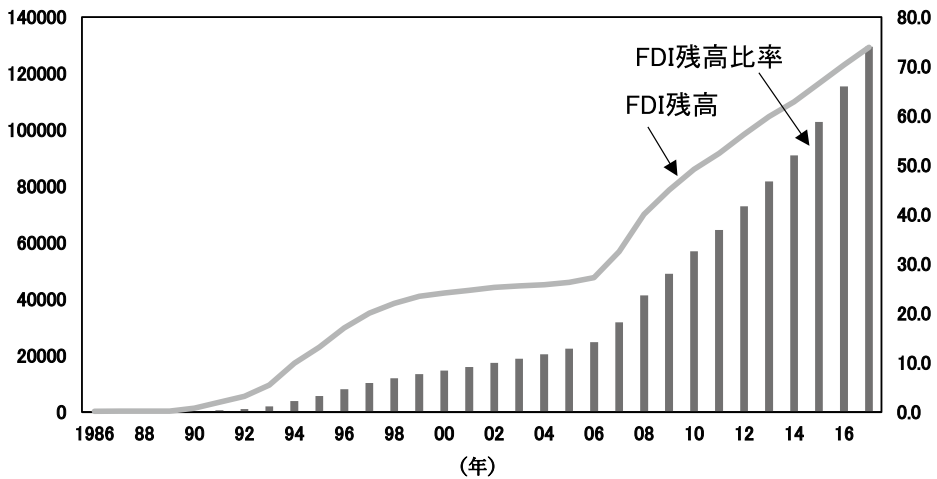
2-4. 投資の拡大に関する考察

次に、ベトナムが投資の自由化を進めた結果、FDIをどの程度増加させたかにつき、数量的に把握し、他のアジア途上国と比べた場合、ベトナムの実績がどのように位置付けられるかを考察したい。図1は、ドイモイを開始させた1986年から2017年までの31年間のFDI残高（折れ線グラフ）の推移を表したものである。これによれば、1986年は4079万ドル（約44億円）程度だったが、2017年には1294億9129万ドル（約14兆円）を記録し、31年間で実に約3174倍も増加した。また、図1には、棒グラフのとおり、FDI残高の対GDP比率（以下、FDI残高比率）の推移も併せて示されているが、1986年はわずか0.2%だったが、2017年には73.9%にまで増加した。投資自由化が着実に進むとともに、その環境も劇的に改善し、FDIが継続的に流入し、外資企業が浸透していったことが窺える。

さらに、ベトナムも含め、前掲のアジア途上国（10カ国）における2017年のFDI制

(11) 藤田（2017）でも述べているとおり、OECD加盟国が遵守する資本移動自由化規約（CLCM）の第3条において、公の秩序や国家安全保障上の利益の侵害や、平和や安全保障への悪影響が懸念される場合、外資規制措置が一定範囲で許容となっており、多くの加盟国では、国民生活に不可欠かつ基幹的なエネルギーやインフラに関わる産業が自由化の留保対象となっている。

図1. 1986～2017年のベトナムのFDI残高（左軸）とFDI残高比率（右軸）の推移
（百万ドル）

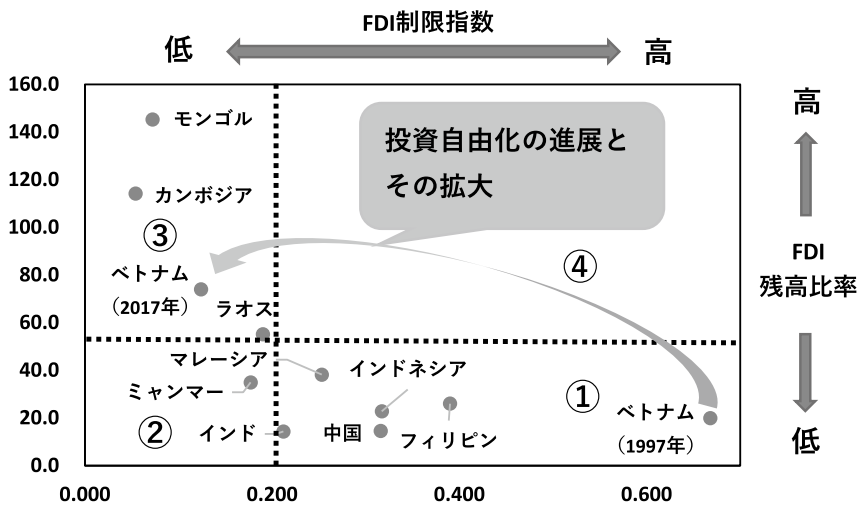


出所：UNCTADSTAT より筆者作成

限指数（集計値）と FDI 残高比率をプロットしてみたのが図2である。ここでは、前者と後者の平均値がそれぞれ 0.211, 54.0% となり、それらを基準として、いくつかのグループに分割すると、①高制限・低比率（右下）、②低制限・低比率（左下）、③低制限・高比率（左上）、④高制限・高比率（右上）の4つに分けられる。

図2のとおり、FDIに対してより規制的にも関わらず、それが国内経済に浸透するような④に該当する国はない。一方、①は中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン等の5カ国となり、これらは、経済規模がある程度大きい、あるいは FDI に対してより規制的で、国内依存度の高いという状況を見出せる。②はここではミャンマーのみが

図2. 2017年のアジア途上国のFDI制限指数とFDI残高比率



出所：OECD, STAT 及び UNCTADSTAT より筆者作成

当てはまり、FDIに対してより開放的だが、それがあまり国内経済に浸透していないような国と言える。そして、③については、経済規模が大きい、あるいはFDIの自由化を大いに進展させる外資依存型の国となり、カンボジア、ラオス、モンゴルとともに、ベトナムがこれに相当する。この点を詳細に見ると、2017年のベトナムのFDI制限指数は0.124、FDI残高比率が74.0%であり、FDI制限指数が抽出可能な開始年の1997年のデータ（前者：0.668、後：20.0%）も追加的に図2にプロットすると、当時はFDIの規制撤廃が進んでおらず、まだ国内に浸透していなかったため、上記①のグループに属することになるが、国内経済の成長に伴い、20年間で投資の自由化の進展とその浸透が目覚ましいことが窺える。

他方で、③のグループで言えば、ベトナムの数値はいずれも、カンボジア（前者：0.054、後：114.3%）とモンゴル（前者：0.072、後：145.3%）には及ばない。ただ、例えば、これら2カ国の国内の経済規模を表す実質GDP(2017年)を見ると、カンボジアが182億170万ドル、モンゴルが124億4310万ドルであり、1752億8400万ドルのベトナムと比べると、それぞれ10.3%、7.1%に過ぎず、明らかに経済的には「小国」であるため、ある程度FDIが蓄積していくと、その残高比率がより大きくなり易く、今回のようにGDPを上回り、100%以上になることも少なくない。一方、FDI制限指数に着目すると、カンボジアとモンゴルに比べると、ベトナムの自由化進展が遅れており、その程度に差が見られることは確かであるが、これについても、その進展が遅いというよりも、自由化を急進的に進めるべき特殊事情が他の両国で見られたことに起因するものであると考えられる。

例えば、カンボジアは、1993年まで長年続いた内戦により、いわば「失うものは何もない」レベルに経済を疲弊させたことにより、国内資本・技術が絶対的に不足したため、内戦終結後は投資自由化が不可欠となり、FDIに対する規制を格段に緩くし、より自由度を高め、外資企業が進出しやすい環境にするべき圧力がとても大きかった(藤田(2013))。一方、モンゴルについても、厳しい気候条件に加え、内陸国でもあるため、企業活動上のコストが高くなり易く、FDIを誘致しづらいという、ハンディキャップを伴う環境下で、民主化と市場経済化が始まる1990年までは、極めて閉鎖的な計画経済体制にあった。そういう経緯から、ここでも国内資本・技術が極めて不足したため、同年以降の市場経済路線の中で、法で禁止されたものを除き、全ての生産・サービス分野において、外国投資家がいかなる事業でも行うことができ、100%外国資本も可能なうえ、国内投資家と同様に扱われることを基本としながら、FDIの自由化を格段に進めていったとされる(国際協力機構(2018))。

以上、ベトナムの場合、確かに数値上では、カンボジアとモンゴルよりも投資の自由化の進展とその拡大がさほど進んでいないように見えるが、国内の経済規模、自由化開始当時の状況等を考慮すれば、アジア途上国の中でも、それらがかなりの程度に進んできたとして解釈して差し支えないだろう⁽¹²⁾。

(12) なお、図2の③のグループに属するカンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナムは、時代や程度の差こそあれ、過去に閉鎖的な計画経済体制を採用し、その後、1980～90年代以降、市場経済化路線に転換し、FDIの自由化も進めた点で共通していることを補足しておく。

3. 国際経済統合への参入：WTO と TPP

3-1. 国際経済統合への参入と「外圧」の利用

これまで見てきたベトナムの投資の自由化と拡大は、同国政府の取組みの結果であるのは当然だが、ドイモイ路線の中で、特に1990年代以降は、国際経済統合への参入を積極的に進め、それらを「外圧」としてきた側面も見逃すことはできない。1995年に加盟したASEANはもちろんであるが、特にそれが目立ったのが2000年代以降に参入したWTOとTPPである。ここでは後者の2つの枠組みにベトナムがどのように参入し、投資の自由化を受諾したかにつき、その経緯を見ていく。

3-2. WTOへの加盟とサービス分野の開放

周知のとおり、WTOは、主に貿易に関するルールを設定する国際機関であり、現時点では直接的に投資の全てを網羅するルールを定めていない。他方で、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIM協定）で、内国民待遇及び輸出入数量制限の一般的禁止に違反する貿易関連投資措置を禁止しているため、WTO加盟国はそれに対応しなければならない。また、サービス貿易に関する一般協定（GATS）では、第1条2項でサービス貿易の提供を4つの形態（モード）に分類し、その中の第3モード（商業拠点の越境によるサービスの提供）がサービス分野でのFDIに該当し、WTO加盟国は、透明性及び最恵国待遇の義務につき、原則として全てのサービス分野で、内国民待遇及び市場アクセスの義務については、約束を行った分野は保証しなければならない。したがって、WTOは部分的に投資の規制撤廃や自由化に関与しているため、ベトナムの加盟がどのように投資自由化に影響したかを考察するのは相応に意義がある。ここでは、特にGATSの下で、ベトナムがサービス分野への外資参入の自由化をいかに受諾したかを見ていく。

2006年11月に行われたWTO一般理事会でベトナムの加盟が承認され、同国内の批准を経て、2007年1月に150番目のWTO加盟国となった。WTO加盟にあたって、GATSの下でのサービスの市場アクセスについては、コンピューター関連業では、加盟2年後以降、外資出資比率の制限なく、外資企業によるサービスの提供が可能となり、流通業では、卸売・小売・フランチャイズにおいて、加盟時からベトナム企業との合弁企業を承認しつつ、2009年1月から100%外資企業の設立を承認するとした（経済産業省（2008））。また、金融業においては、2007年4月に外資出資比率の制限なく、銀行支店の設立を承認し、現地通貨預金等に関する制限は加盟5年後に撤廃する等、広範な分野で市場開放の約束を行った（経済産業省（2008））。

他方、一部のサービス分野では、外資出資比率の制限が残存しているのも事実である。例えば、通信業では、業態によって49～65%の出資上限が維持されている（稲垣（2007））。この点については、前述の新投資法の下で、同業も含め、国防・治安・社会秩序・安全・社会道徳・市民の健康を理由として、内外問わず、投資家に一定の条件を満たした場合にのみ認められる条件付き投資分野が維持されており、サービス業等の第3次産業が多く含まれる267分野が明記されている。

また、このことは、FDI制限指数の第3次産業の数値が他の産業のそれらよりも大きくなっていることから窺える。よって、ベトナムの場合、WTO加盟により、一定程度は対外開放が見られたものの、国内産業の既得権益の保護等もあり、依然として、サービ

ス業における投資規制が強く、自由化の余地は大きいと捉えられる。

ただ、それでも、ベトナムにとってのWTO加盟は、当初は必ずしも上り調子ではなかったが、次第に貿易と投資が着実に増えると同時に、広範かつ包括的な市場開放や法整備制度が実現できたという点で重要な意義を持ち、後のTPP参加決定にあたって、WTO加盟が実質的な前提条件の役割を果たしたとされる(藤田(2016))。さらに、加盟まで10年以上に及ぶ困難な交渉を完了させたという自信や、乏しかった通商交渉人材がWTO加盟交渉を通じて育成されたことも、TPP参加への基盤となったと考えられる(藤田(2016))。

3-3. TPPへの参加

まず、TPPでの投資自由化の規定内容を整理しておく。2017年の米国の離脱に伴い、現時点では、効力が停止されている分野もごく一部あるが⁽¹³⁾、TPP自体には、物品市場アクセス、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫(PS)、貿易の技術的障害(TBT)、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、越境サービス、一時入国、金融サービス、電気通信、電子商取引、投資、環境、労働、制度的事項、紛争解決、協力、分野横断の事項の21分野のルールが決められ、全部で30章の条文で構成されている。そのうち、投資自由化が含まれている投資章は第9章で位置付けられている。

詳細な説明は藤田(2017)に委ねるが、これによれば、基本的には、TPPは投資保護と自由化の両方を重視している、いわゆる「北米自由貿易協定(NAFTA)型」と考えられるが、厳密に言えば、TPPの方がより幅広い項目から構成されていると見られる。また、付属書I・IIでは、特定分野を予め明記する「ネガティブ・リスト方式」を採用しているが、現在留保のみならず、包括的留保(将来留保)の明記も求めており、これら以外は、将来の留保の追加が原則認められない仕組みとなっている。これは、TPP発効後、規制の緩和・撤廃を行う場合、変更時点の措置よりも後退せず、すなわち自由化の程度をより悪化させないというラチェット条項が設定されているからである。このことから、TPPでは、貿易はもちろん、かなり高度な水準で投資自由化も追求していると考えられる。

ここで、TPPにおいて、ベトナムはどのように投資自由化を受諾することになったかを見てみたい。前述のとおり、ベトナムは、製造業を中心として、かなりの程度で投資規制を既に撤廃させてきたが、一方では、依然として、特にサービス業への投資規制が比較的強いため、TPPでは、流通(小売等)、電気通信、音響映像、娯楽・文化・スポーツ、海上運送、不動産の分野に現在留保、実務、環境、娯楽・文化・スポーツの分野に包括的留保を設定した。ただ、これらの中には、例えば、TPP発効から5年を経過した後は、経済需要テストの廃止や出資比率規制の緩和・撤廃が行われる分野も少なくなく、方向性としては概ね投資自由化を全面的に受諾していると捉えられる⁽¹⁴⁾。

それでは、他参加国よりも所得水準が極めて低く、依然として発展途上のベトナムがTPPになぜ参加し、このような高度な投資自由化を受諾できることになったのか。ベト

(13) 凍結項目は22項目(うち11項目が知的財産関連)である。また、その中で、投資に関連するものは投資家対国家紛争解決(ISDS)の投資許可・投資合意の関連規定のみである。

(14) ベトナムの投資章及びサービス章における留保項目は梅津・柴田(2016)に詳しく掲載されている。

ナムは TPP を、WTO よりも高度かつ広範な義務を伴い、将来の FTA のモデル構築を狙う「新世代の FTA」と位置付け、オーストラリア、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国と同じく「オリジナル・メンバー」として、2010年3月の TPP 交渉開始時点から参加している。この背景として、大きく分けて、①経済的要因、②外交的要因、③政治的要因、の3点が挙げられる（藤田（2016））。

まず、①については、主要輸出品目（電子製品・縫製品・靴等）の輸出拡大、TPP への参加を通じた多国籍企業のサプライチェーンへの参画、TPP の「外圧」を活用した行政改革や投資環境改善等に対するベトナムの大きな期待があると考えられている（藤田（2016））。次に、②については、2009年頃から、南シナ海の領有権を巡る中国との衝突が見られ、それ以降、対中関係は緊張化したが、他方、それとほぼ並行して米国との関係が緊密化し、2013年にはベトナムと米国との全面的パートナーシップの確立が決定されたという側面がある（藤田（2016））。このことから、アジア太平洋地域における主要各国との関係を巧みにバランスさせることで、自らの立場を守るアプローチを取るべく、対中関係における緊張の高まりという文脈の中で、ASEAN や日本とともに、米国を取り込みつつ、外交関係を多角化・多様化させる試みとして、TPP 参加を決断したと言えよう。

一方、③については、TPP 参加により、例えば、国有企業、労働、環境等、社会主義体制の根幹に関わる制度改革が求められるため、ベトナムにとっては容易な決断ではなかったにも関わらず、「オリジナル・メンバー」として参加国となり得たのは、指導層の強い決意と政治体制によるところが大きく、実際、TPP 交渉への参加は、政府が提案を行い、これに党政治局が同意したことで実現している（藤田（2016））。これは、政策の意思決定プロセスに障壁が極めて少ない共産党の一党独裁体制であったことがかえって功を奏したとも考えられる⁽¹⁵⁾。また、WTO で自由化交渉を既に経験済みであったため、それがステークホルダー（企業、自営業者、農民）に与える影響も限定的だったとされる（Hiep（2015））。

ただし、2017年に米国が TPP を離脱したことにより、特に①と②に関し、ベトナムが当初から期待していた経済的・政治的効果が薄れてしまう点には注意を要するべきであろう。実際、米国が離脱を表明した際、TPP 交渉項目の中で、国有企業改革等の分野において、米国からの強い圧力を受けた経緯もあり、マレーシアとともに、ベトナムがそれに最も難色を示したという経緯もある。しかし、それでも、例えば、米国が離脱した TPP11 への参加で、関税削減と非関税措置削減によって、GDP を押し上げる効果は、ベトナムの場合は約 10.3% と推計され、例えば、日本の 1.1% やメキシコの 5.6% と比してもかなり大きく、一定程度の経済的効果は期待できる（Kawasaki（2017））。

(15) ベトナムが TPP に参加できたのは一党独裁であるが故、経済政策の意思決定が迅速だったという点については、筆者が 2016 年 5 月の日本貿易学会・全国大会に参加した際、日本政府代表団の一員として、農林水産省で TPP 交渉に関わった経験のある明治大学農学部教授の作山巧氏からも、同様のコメントを得ている。作山氏は、マレーシアも同じような状況にあったとも発言している。

4. OECD との関係強化

4-1. ASEAN, そしてベトナムの OECD への接近

前節で見たとおり、途上国であるベトナムが WTO 加盟によって、サービス分野への外資参入の自由化を進めたのはもちろん、自由化の高度な基準たりうる TPP に参加し、先進諸国と「同じ土俵」で交渉し、さらなる投資の自由化を進展させたのは大変画期的であると見られる。ただ、実は、筆者の経験も踏まえれば、ベトナムが OECD との関係を強化させた時期が、各国との FTA や EPA の締結はもとより、同国が TPP への交渉参加に至り、特に投資の自由化を一層進展させたとされる時期と概ね重なっており、それは単なる偶然ではないと見ている。

もちろん、現時点では、ベトナムは OECD 加盟国ではない。ただ、OECD の基本的な役割と経緯は冒頭で説明したとおりであるが、2000 年代以降、特にアジアを中心とする新興国の台頭を受け、OECD 非加盟国の重要性を認識し、グローバルガバナンスの機能を強化させ、広く政策対話と経済協力の輪を広げるべきだという機運が OECD 内に高まった。そこで、2007 年の OECD 閣僚理事会において、ブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカの 5 カ国が「キーパートナー (Key Partners)」と定められたのと同時に、

表 3. ASEAN 諸国の OECD インstrument への関与状況

①決定 (拘束力有り)	ASEAN 参加国
化学物質評価における相互データ受入れに関する理事会決定	マレーシア、シンガポール、タイ
優良試験所基準 (GLP) 原則に伴うコンプライアンスに関する理事会決定	マレーシア、シンガポール、タイ
②宣言 (拘束力無し)	ASEAN 参加国
海上交通原則に関する国際的理解	マレーシア、シンガポール、タイ
中小企業政策に関するボローニャ憲章	インドネシア、フィリピン、ベトナム
革新性と国際競争力のある中小企業の成長の強化に関するイスタンブール閣僚宣言	インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム
援助効果に関するパリ宣言	カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム
インターネット経済の未来に関する宣言 (ソウル宣言)	インドネシア
税源浸食・利益移転 (BEPS) に関する宣言	インドネシア
租税に関する自動的情報交換に関する宣言	インドネシア、マレーシア、シンガポール
グローバルデジタル世代の科学・技術・イノベーション政策に関する大田宣言	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム
デジタル経済に関するカンクン宣言	インドネシア
外国公務員贈賄との闘いに関する宣言	タイ
生産的で持続可能かつ強靱なグローバル食糧システムの達成のためのより良い政策に関する宣言	インドネシア、ベトナム
③国際的協定 (拘束力有り)	ASEAN 参加国
租税に関する相互行政支援に関する多国間条約	インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール

出所：OECD (2017) より筆者作成

表 4. ASEAN 諸国の OECD 委員会・作業部会への関与状況（招待国は除く）

①メンバー・連携国	ASEAN 参加国
OECD 開発センター	インドネシア、タイ、ベトナム
租税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
グローバル・フォーラム・ピアレビューグループ	インドネシア、マレーシア、シンガポール
化学品委員会と化学品・農業・バイオテクノロジー作業部会との合同会合	マレーシア、シンガポール
投資の自由プロジェクト	インドネシア
租税委員会（税源浸食・利益移転（BEPS）に関する包括的枠組み）	インドネシア、シンガポール、タイ
②参与国	ASEAN 参加国
水産委員会	タイ
競争委員会	インドネシア
租税委員会	インドネシア、マレーシア、シンガポール
健康の質指標専門家会合	シンガポール
科学技術政策委員会	タイ
イノベーション技術政策作業部会	マレーシア
鉄鋼委員会	マレーシア
優良試験所基準（GLP）作業部会	タイ
テスト・ガイドライン・プログラム作業部会	タイ
中小企業・起業作業部会	タイ
デジタル経済政策委員会	シンガポール

出所：OECD(2017) より筆者作成

ベトナムを含む東南アジア（ASEAN）が「戦略的利益のある地域（region of strategic interest）」に指定された。それ以降、世界の経済・社会のスタンダードを設定するソフトローの役割を果たすガイドライン・規約等の法的インストルメント（legal instrument）の普及や、ピアレビュー機能を持つ委員会・作業部会への参加を通じて、OECD による ASEAN 諸国の経済環境（投資環境、知的財産保護等）の改善支援としての取組みが行われた。

そういう中で、2015年の ASEAN 経済共同体の実現と、安定的な経済成長に向けた各国の国内改革を支援するにあたり、OECD の役割は大きいとしつつ、かねてより ASEAN 諸国との関係強化を主張してきた日本が任意拠出（voluntary contribution）を講じ、確固たる協力枠組みの構築を OECD 加盟国に働きかけた。その結果、いくつかの政策分野（投資、中小企業支援、公共ガバナンス等）において、非加盟国との間で知見や経験を共有しつつ、相互にピアレビューを行い、より良い政策を実現させるための取組みを行う地域イニシアティブとして、2013年の OECD 閣僚理事会にて、東南アジア地域プログラム（SEARP：Southeast Asia Regional Programme）の設置が合意され、翌年の正式発足に

至った⁽¹⁶⁾。

このような関係強化の進展を受け、表3・4のとおり、さまざまな分野・形態でASEAN諸国がOECDに関与するようになった。ただ、ベトナムの状況に着目すると、他国と比して、それらが決して多いとは言えない。その中身を見ても、「メンバー」⁽¹⁷⁾として関与するOECD開発センター以外は、5つの「拘束力のない宣言」にコミットしているに過ぎない。確かに、非加盟国がOECDとの関係を強化するには、その継続性が見込まれる法的インストルメントや委員会・作業部会への参加が最も望ましいため、その点では、ベトナムとOECDとの関係は希薄であると捉えられる。しかし、非加盟国の中には、例えば、不定期に行われるOECDの各種政策レビューを受入れ、これを自国の改革に役立てる等、表3・4に記載のないアドホックな案件やプロジェクトへの参加も少なくなく、ASEAN諸国も然りであり、むしろ、これらの参加状況のみで関係性を測るのは短絡的である。実は、ベトナムの場合も、OECDへの関与の「数」は少ないものの、むしろ、行政簡素化、社会政策、科学技術・イノベーション、農業等、真に必要な分野に集中し、各種政策レビューの実施を受入れ、自国の経済・社会改革を効果的に導くことで、その「質」を高めている狙いがあると見られる。その中で最も顕著な代表例が投資分野である。

4-2. 投資政策レビューの実施の経緯

OECDの投資分野を網羅する投資委員会（Investment Committee）は、基本的には、外国投資家にとって、投資し易い環境を構築することを大まかな目的としつつ、国際投資に関する問題を議論しているが、近年は、投資国としての新興国の影響力の増大や、途上国開発における民間資金の需要の増大を踏まえ、ASEAN諸国も含め、世界各地のOECD非加盟国へのアウトリーチ活動を積極的に行っている。その中でも、投資のための政策枠組み（PFI：Policy Framework for Investment）を活用した投資政策レビュー（Investment Policy Reviews）の実施が最も重要な活動であると考えられている。

PFIは、民間投資の側面から開発を促進するという理念に基づき、OECD加盟国による非加盟国（途上国）との協力に関する包括的な原則を表したものとして、2006年に策定された。その後、投資が開発により持続的かつ効果的に資するよう、PFIの見直しが提案されたのを受け、2015年にはその改訂も合意された⁽¹⁸⁾。そして、表5のとおり、2019年4月時点で、21カ国の非加盟国において、各政府がPFIを受け入れ、投資環境改善と

(16) 東南アジア地域プログラムの詳細は藤田（2018）で述べられている。

(17) OECD非加盟国はあらゆる委員会・作業部会への参加を通じて、OECDに関与することができるが、その度合いに応じて、以下の3つの形態があり、これらに基づき、OECDの対外関係委員会（ERC）では、非加盟国による委員会等への参加の枠組みについて決定するとともに、個々の委員会における非加盟国の参加計画を承認している。

- ①メンバー・連携国（Member/Associate）：OECD新規加盟に関わる議論を除き、委員会、プロジェクト、法的手段の策定・改訂に常に参加でき、OECD加盟国と同等の権利・義務を有する。
- ②参与国（Participant）：加盟国間の機密の議論を除き、OECDの委員会・作業部会に常に参加できる。かつてはレギュラー・オブザーバー（Regular Observer）と呼ばれていた。
- ③招待国（Invitee）：一合合ごとに招聘され、機密のない議題のみに参加できる。かつてはアドホック・オブザーバー（Ad-hoc Observer）と呼ばれていた。

(18) PFIの策定の経緯に関する詳細は藤田（2012）で述べられている。

それに付随する 12 の政策分野（投資政策，投資促進・円滑化，貿易政策，競争政策，租税政策，コーポレート・ガバナンス，責任ある企業行動，人的資源開発，インフラ投資，投資ファイナンス，公的ガバナンス，グリーン成長のための投資）におけるチェックリストを活用し⁽¹⁹⁾，あくまでも主体的に自国の投資環境を検討・評価した結果につき，その改善に向けた提言も盛り込まれ，投資政策レビューの形で公開されてきた。

表 5. PFI を活用した OECD 投資政策レビュー実施国（2019 年 4 月時点）

実施国	地域	公開年	実施国	地域	公開年
ボツワナ	中東アフリカ	2014 年	モロッコ	中東アフリカ	2010 年
カンボジア	アジア太平洋	2018 年	モザンビーク	中東アフリカ	2013 年
コロンビア	中南米	2012 年	ミャンマー	アジア太平洋	2014 年
コスタリカ	中南米	2013 年	ナイジェリア	中東アフリカ	2015 年
インド	アジア太平洋	2009 年	フィリピン	アジア太平洋	2016 年
インドネシア	アジア太平洋	2010 年	タンザニア	中東アフリカ	2013 年
ヨルダン	中東アフリカ	2013 年	チュニジア	中東アフリカ	2012 年
カザフスタン	アジア太平洋	2012 年	ウクライナ	欧州	2011 年
		2017 年			2016 年
ラオス	アジア太平洋	2017 年	ベトナム	アジア太平洋	2009 年
マレーシア	アジア太平洋	2013 年			2018 年
モーリシャス	中東アフリカ	2014 年	ザンビア	中東アフリカ	2012 年

出所：OECD ウェブサイトより筆者作成

その中で，ほとんどの国々が 1 回のみの実施だが，実は，カザフスタンとウクライナとともに，ベトナムは，2 回レビューが実施されている数少ない国の一つであり，途上国の中でも，OECD との関係をより重視していると見られる。1 回目は，PFI が策定された後に最初に行われたパイロット事業として 2007～08 年に行われ，2009 年に公開に至った。一方，2 回目は，ASEAN と OECD の関係強化がさらに進んだ 2016～17 年に行われ，2018 年に公開された。実は，この事実だけでも，特筆するに相応しい点がいくつかある。

まず，第 1 回目のレビューが PFI のパイロット事業だった点である。これは，開発援助機関に比べると，OECD の途上国に対する政策助言がより中立的であると判断し，策定されたばかりの PFI を活用した投資政策レビュー実施に対して，ベトナムが一早く名乗りを挙げ，投資の自由化とその環境改善に役立てようとしたことを示唆している。また，前述のとおり，その当時は，ベトナムがちょうど WTO 加盟を果たした直後のタイミング（2007 年）であり，自由化交渉を完了させたことから，外国との交渉にも慣れ，一層の自由化への意欲が湧き，OECD に接近し，そのような主体性を発揮したのではないかと考えられる。さらに，筆者の経験に鑑みても，例えば，ベトナムの投資政策の担当省庁で

(19) PFI で網羅する政策分野のチェックリストは OECD (2015) に記載されている。

ある計画投資省の Vo Hong Phuc 大臣 (当時) は、PFI に基づいた投資環境評価は、新たな投資政策に向けての努力の結果であり、ベトナムと OECD の協力が将来も拡大し続けることが我々の希望であると述べており、1 回目の投資政策レビューを好意的に評価している (藤田 (2012))。

次に、2 回のレビュー実施に対する資金拠出を行った国々に着目したい。同レビューも含め、非加盟国案件の場合は、OECD 加盟国または非加盟国による任意拠出で行われるのが原則であるが、1 回目はオーストラリアと日本の拠出で行われた。いずれも、自国の企業進出を促すべく、ベトナムの投資環境改善を支援するという観点に加えて、FTA や EPA の交渉の時期と重なったこともあり、投資政策レビューの実施をその自由化を進めるための「外圧」として利用させていくという意図が働いたと見られる。例えば、オーストラリアの場合は、ベトナムも含む ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA) の交渉が 2005 年に開始され、2008 年に妥結、翌年に署名に至った。日本の場合も、ベトナムとの EPA の交渉が 2007 年に開始し、2008 年に大筋合意され、同年内には署名に至ったとおり、いずれも 1 回目のレビュー実施時期と概ね重なっている。一方、2 回目のレビューは AANZFTA の経済協力支援プログラムの枠組みで実施された。これに関しては、筆者とすれば、1 回目のレビュー実施直後の 2010 年にベトナムが TPP 交渉に参加し、新投資法の施行も含め、投資の自由化を一層進展させたのは前述のとおりであるが、その際、同じ TPP 参加国であるオーストラリアとニュージーランドが同国の取組みを好意的に評価したのが大きな要因であると見ている。逆に、ベトナムとしても、TPP 交渉を通じて、高度な自由化を受諾できたことにより、先進諸国である OECD 諸国と協議することに対して、さらなる自信を持ち、2 回目の投資政策レビュー実施への意欲を高めたとも考えられる。さらに、2014 年の SEARP の発足によって、OECD による ASEAN 諸国への支援がより講じ易くなったこともあり、AANZFTA の枠組みの活用に至ったのではないかと推察される。

4-3. 投資政策レビューの提言に関する考察

詳細は OECD (2009) 及び (2018) に委ねるが、2 回実施されたベトナムの投資政策レビューの内容を検討・比較すると、一定の特徴や方向性が垣間見える。1 回目では、PFI の 6 分野 (投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策、インフラ・金融部門開発) が利用されたが、その中で、投資政策の分野に着目すると⁽²⁰⁾、概ね以下の 9 点が提言されている。

- ① 対外開放の継続 (国内外投資家の無差別待遇、WTO コミットメントの早期達成、国有企業改革とその外国投資家への開放)。
- ② 投資実行の手続きの改善 (国内外投資に関わる参入・認可手続きの策定、投資受諾の透明性・迅速性の確保、投資登録手続きの簡素化、撤退手続きに関する説明、投資禁

(20) OECD (2015) によれば、PFI の投資政策 (investment policies) の政策分野には、投資認可の法・制度・政策、設立後のルール、財産権保護等に関する評価項目が含まれ、無差別原則、外国投資の開放度、投資家の財産権保護、投資紛争解決の機能、投資協定の締結の取組みにより、いかに投資環境の質を高められるかを重視しているとされる。

止分野と条件付き投資分野の明確化)。

- ③中央・地方間における調整の効率化と責任分野の明確化。
- ④投資案件に関する国会と政府の役割の明確化。
- ⑤土地使用の手続きの改善（国内の不動産市場の透明性向上，土地使用権の安全性と市場性の向上，土地計画の迅速化と改善）。
- ⑥知的財産権法の執行能力の向上。
- ⑦立案機能のガバナンスと政策支援の強化。
- ⑧腐敗防止のための法制度の透明性の向上。
- ⑨司法制度の能力と独立性の向上。

一方，2回目のレビューでは，用いられたPFIの政策分野が8つ（投資政策，投資促進・円滑化，競争政策，租税政策，コーポレート・ガバナンス，責任ある企業行動，インフラ投資，グリーン成長のための投資）となっており，1回目と同様，投資政策の分野における提言を見ると，概ね以下の数点が盛り込まれている。

- ①サービス業（特に運輸・通信・銀行部門）のさらなる自由化。
- ②国有企業改革に際する民間企業と外国企業の一層の参入許可。
- ③投資手続きの要求項目の除去または削減，投資登録証明書の必要性の明確化。
- ④投資法のウェブポータル英語利用の手配。
- ⑤法的安全性の確保のため，制定された新法が迅速に施行に移せるような整備。
- ⑥ニューヨーク条約に沿った国内裁判所による外国仲裁判断の執行の簡潔化。
- ⑦投資のインセンティブとして，投資家によって異なる投資保護の水準の正当化。
- ⑧設立後のみならず，設立前についても，投資協定の確かな条項による投資家保護。

両者の提言内容を比較すると，大まかに言えば，1回目では投資の自由化とその環境改善の余地が大きく，政策に関わる基本的な制度の構築や改善が最優先となるよう，総論的な内容が示唆された後，この提言を受諾し，TPP交渉も経て，それらに相応の進展が見られた上で，2回目では，より高水準の制度構築への期待から，各論的かつ専門的な内容が提言されていると捉えられる。例えば，対外開放の進め方に着目すると，1回目の①では「国内外投資家の無差別待遇」や「WTOコミットメントの早期達成」と提言されており，とにかく国全体として自由化を進めるべきとの政策的示唆が読み取れるが，2回目の①では「サービス業（特に運輸・通信・銀行部門）のさらなる自由化」とされており，自由化が進展したことを評価しつつも，依然として規制が残り，撤廃の余地のある特定分野に踏み込んで言及していることが窺える。また，投資実行の手続きに関しても，1回目の②では「参入・認可の手続きの策定」や「投資登録手続きの簡素化」となっている一方で，2回目の③では「投資手続きの要求項目」や「投資登録証明書」，④では「投資法のウェブポータル」等，かなり詳細な項目に言及している。

さらに，2回目では，1回目で網羅していない諸分野でも政策評価が行われたことにも着目したい。例えば，「コーポレート・ガバナンス」ではディスクロージャーの促進，少数株主の権利保護，取締役会の独立性確保等，「責任ある企業行動」では労働者の苦情処理メカニズムの構築，環境影響評価の改善等，「グリーン成長のための投資」では再生可能エネルギーに向けた効果的な措置の導入，化石燃料への補助金撤廃，気候変動対策の金融リソースの多様化等がそれぞれ提言されていることから，ベトナムの場合，今後は投資

の「量」だけではなく、その「質」にも着目し、OECD加盟国も確保しているような、より高度な投資環境の構築を志向させる方向性を垣間見える。なお、ベトナムは、TPPにおいても、投資促進のために労働・環境基準を容易に緩和するべきではないとする「労働」や「環境」の条項も既に受諾しており、これらの提言を今後も採用する下地は十分整っていると見えよう。

5. おわりに：OECD加盟の展望

これまで見たとおり、ベトナムが投資の自由化と拡大を遂げていく中で、近年になると、WTOやTPPを中心とする国際経済統合への参入がそれを有効に後押しし、さらに、先進諸国が加盟の大宗を占めるOECDに参与し、投資政策レビューの実施を受諾した上で、自由化はもちろん、より高度な投資環境の構築にも取り組んでいることが理解できた。このようなベトナムの発展モデルには、他の途上国にとっても、対外開放を進めつつ、外資主導の経済発展を目指すための模範となるべき点も少なくない。しかし、今後、中長期的な視点で言えば、他のアジア新興国も経験したとおり、国内企業の台頭や人件費の高騰等を受け、ベトナムは外国からの投資に依存した経済構造を維持し続けるのは困難であり、内需主導の経済発展への転換がやがて求められる。

そのように捉えると、実は、ベトナムがOECDと関係を強化しているのは、一つの重要な方向性を示唆しているのではないかと考えられる。WTOとTPPは、程度の差こそあれ、貿易・投資の自由化を通じた対外開放のための国際経済統合であることは明白である。他方、確かにベトナムがOECDという「外圧」を活用し、投資政策レビュー実施により、その一層の環境改善を成し遂げたが、そもそも、OECDは、貿易と投資を専属的に網羅する国際機関ではない。OECDは、それらに加え、マクロ経済、開発、環境、エネルギー、農林水産、科学技術、情報通信、教育、医療、金融、租税、社会保障、競争等の広範な分野において、WTOやTPPのような加盟国間の交渉を行うのではなく、ピアレビューによる議論を通じた政策協調や国際ルール構築を主眼とし、各国にとって、より良い経済・社会政策を実現していくことが基本である。

このようなOECDにベトナムが接近し、関係を強化しているのは、投資環境改善のみならず、地球温暖化、経済格差、少子高齢化等、今後直面すると見られる様々な経済・社会問題に対峙することに備えているのではないかと考えられる。その点で言えば、SEARPは別として、前述したとおり、現時点では、OECDの委員会・作業部会への参加がまだ十分ではない中で唯一、ベトナムが「メンバー」としてOECD開発センター（及び運営委員会）に参与していることは特筆すべきである。OECD開発センターは、各国が経済・社会政策の経験を共有するフォーラムであり、開発政策の議論に専門的知見を提供しながら、政策決定者が、途上国経済において成長を刺激し、生活を向上させるための政策的解決策を模索する手助けを行うことを目的としているが、ベトナムを含め、OECD非加盟国も、加盟国と同等の権利・義務を有する「メンバー」として参加が可能であり⁽²¹⁾、加盟国と非加盟国の関係強化の大きな原動力になるとも期待される組織である。そのため、ベトナムはOECD開発センターへの参加を通じて、加盟国と同等な立場でピアレビューによる議論を行いながら、一層の経済・社会の発展を志向することになる

だろう。

では、この流れを受け、近い将来にベトナムがOECDに加盟できるかと言えば、そのための経済的な条件や資質は十分満たされる可能性はあるが、加盟を急ぐのは現実的ではない。なぜならば、実は、民主主義、法の支配、人権の尊重等の政治的理念を共有するというのがOECD加盟の不文律の条件となっている以上、実態はともかく、共産党による一党独裁の社会主義体制を採用するベトナムの加盟を許容するのが難しいからである。また、仮に加盟に道が開かれたとしても、例えば、全ての資本移動の規制撤廃を原則約束する「OECD資本移動自由化規約」や、外国公務員に対する贈賄行為を国内法上犯罪とすることを目的とした「OECD贈賄防止条約」のような、法的拘束力のある国際ルールを遵守しなければならず、改革が進んでいるとはいえ、社会主義体制であるが故、政府の既得権益がしばしば優先されるベトナムにとっては、これらを受諾するのは政治的にセンシティブにもなりかねず、早期の実現は困難であると考えられる。もっとも、ベトナムによるOECD加盟に向けた公式な表明は未だない。したがって、当面は、OECD開発センターへの関与等を経て、ベトナムにとって付加価値を見出し得る分野に特化し、加盟以外の方法で関係強化を志向していくのが適確であろう。一方、新規加盟に際し、前述した民主主義的な理念を強く求めるOECD加盟国も無くもないため、加盟国間で十分議論し、ベトナムの加盟の是非に関するコンセンサスを得て、その前提条件を整えておくことも重要であろう。

〔参考文献・資料〕

- 石田暁恵「ベトナムの市場経済化と企業法」ジェトロアジア経済研究所〔編〕『アジア諸国の市場経済化と企業法』2000年、79-104ページ
- 稲垣博史「WTO加盟でベトナムはどう変わるか」みずほ総合研究所〔編〕『みずほリサーチ・February 2007』2007年、10-12ページ
- 梅津英明・柴田久「投資・サービス章留保表（附属書I & II）：ベトナム」経済産業研究所〔編〕『環太平洋パートナーシップ（TPP）協定を読む』2016年、1-6ページ
- 経済産業省『2008年版不公正貿易書』経済産業省、2008年
- 国際協力機構『ベトナム2014年投資法（仮訳）』法務総合研究所、2015年
- 国際協力機構『モンゴル投資ガイド』国際協力機構、2018年
- 田中隆「ベトナムにおけるドイモイ政策と経済開発の課題」日本大学〔編〕『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要・No.19』2018年、109-119ページ
- 寺本実「特集・ドイモイ30年：模索するベトナム」ジェトロアジア経済研究所〔編〕『アジア研ワールドトレンド・257巻』2017年、2-3ページ
- 藤田輔「OECD投資の政策枠組みとその東南アジア諸国への適用に関する一考察」上武大学〔編〕『上武大学ビジネス情報学部紀要・第11巻第2号』2012年、131-179ページ
- 藤田輔『開発途上国への外国直接投資の実態：カンボジアの経済成長の経験』ブイツーソ

(21) 2019年4月現在、加盟国が27カ国、非加盟国が27カ国、OECD開発センターの「メンバー」となっている。

リビューション, 2013年

藤田輔「各国の投資自由化に関する諸考察：OECDのFDI制限指数からのアプローチ」
外務省〔編〕『外務省調査月報・2014年度/No.1』2014年, 41-62ページ

藤田輔「投資自由化の多国間枠組みの展望：OECD基準へTPPが及ぼし得る影響」日本
貿易学会〔編〕『日本貿易学会誌・第54号』2017年, 73-84ページ

藤田輔「OECDによるグローバルガバナンス機能に関する諸考察：アジア非加盟国との
関係強化の重要性」上武大学〔編〕『上武大学ビジネス情報学部紀要・第17巻』2018年,
49-72ページ

藤田麻衣「ベトナムのTPP参加：動機と経緯」ジェトロアジア経済研究所〔編〕『アジア研
TPP分析レポート』2016年, 1-6ページ

ラムステッター・エリック「ベトナム企業法施行後の所有と生産者集中度の変化」アジア
成長研究所〔編〕『東アジアの視点・第19巻1号』2008年, 39-46ページ

Hiep, Le Hong, “The TPP’s Impact on Vietnam: A Preliminary Assessment”, *Institute of
Southeast Asian Studies Perspective*, No. 63,

Kawasaki, Kenichi, “Emergent Uncertainty in Regional Integration: Economic Impacts
of alternative RTA scenarios”, *GRIPS Discussion Paper*, Vol. 16, No. 28, January 2017,
p. 1-21

OECD, *OECD Investment Policy Reviews: VIET NAM*, OECD Publishing, 2009

OECD, *Policy Framework for Investment: 2015 Edition*, OECD Publishing, 2015

OECD, *Active with Southeast Asia*, OECD Publishing, 2017

OECD, *OECD Investment Policy Reviews: VIET NAM*, OECD Publishing, 2018

OECD Statistics Database (OECD, Stat) (<https://stats.oecd.org/>)

UNCTAD Statistics Database (UNCTADSTAT) (<https://unctadstat.unctad.org/EN/>)

(2019.5.16 受稿, 2019.6.28 受理)

〔抄 録〕

本稿では、ベトナムの投資政策の動向を多角的に考察するにあたり、まず、先行研究の検討や各種統計の活用を交え、1986年のドイモイ（刷新）と呼ばれる対外開放政策の開始以降、他のアジア途上国に比べて、投資の自由化と拡大が急速に進んだ経緯を見ていく。次に、国際経済統合が「外圧」となって、それらをどのように後押ししたかにつき、2000年代以降に参入した世界貿易機関（WTO）と環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を事例として考察する。そして、先行研究では殆ど言及はないが、そのような国際経済統合に参入した経験を有益に活かしつつ、最近では、先進諸国が加盟の大宗を占める経済協力開発機構（OECD）による投資政策レビューの実施を通じて、より高度な投資環境の構築を目指してきているのではないかという筆者の仮説に基づき、ベトナムがOECDとの関係を強化した経緯を検証する。その上で、近年は途上国の加盟が見られ、東南アジア地域プログラム（SEARP）も発足するようになってきている中、将来的なベトナムのOECDへの加盟の可能性についても展望を試みたい。